

第14回和光市個人情報保護審議会会議録

平成17年12月1日（木曜日） 午後2時57分～午後4時23分

和光市役所4階 402会議室

○ 議題

- 1 平成17年国勢調査について
- 2 電子申請について
- 3 その他

○ 出席者

石井彰会長、矢野久美副会長、東洋子委員、今村一幸委員、本橋淳男委員、山田正史委員（以上6名出席）

事務局 横内企画部長、川畑市政情報課長、橋本課長補佐、本多主査、大塚主任

○ 欠席者

片山泰輔委員、富澤甚五郎委員

○事務局 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。只今から、和光市個人情報保護審議会を開催いたします。条例第38条の規定により議事の進行を会長にお願いします。

○会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の出席者は6名で過半数に達していますので、審議会は成立しています。既に10月下旬に送付しました案内のとおり、今回の審議会は報告事項になります。1つは、先に行われました「平成17年国勢調査について」です。全国的に見ても、様々な問題があったかと思います。個人情報保護の観点からどうだったか事務局からの報告があります。2つ目は、「電子申請について」です。和光市においては9月から電子申請サービスの提供が開始されていますが、本日から新たに手続きが追加されました。電子申請についても事務局から報告があります。それでは、平成17年国勢調査について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 資料1及び資料2により説明

○会長 事務局の報告について質問や意見があればお願いします。

○今村委員 資料1で和光市において多少の混乱があったとありますが、どのようなものですか。

○事務局 和光市においては、まず調査員を集める段階で、調査期日の1か月前になっても調査員が集まらないことがありました。また、説明会が終わった後に調査員を辞退す

る人もいまして、なかなか代わりの人が見つからず時間を要しました。調査期間中における問題としましては、調査員が訪問日時を記入した連絡メモを郵便受けに入れたが、その時間に訪問しなかった。オートロックのマンションでは、本来ならば、訪問先の世帯に許可を得てから入るところであるが、マンション全体を訪問するとなると、あらかじめ各世帯に許可を得てから、訪問することもやむを得ないと説明しましたが、許可を得ていない世帯まで訪問してトラブルになったこともありました。

○**会長** 和光市においては、調査上における混乱が主なもので、個人情報の取扱いに関する大きな混乱はなかったと理解していいですか。

○**事務局** 個人情報に関する混乱はありませんでした。

○**事務局** 調査方法に関して国勢調査は国の調査ですので、どこの市町村でも同じような調査方法となりますが、今回は横浜市や川崎市が全世帯封入提出を行うと事前にピーアールをしました。和光市では国の基準に従いまして行ったのですが、隣接する練馬区や板橋区では、調査票と一緒に返信用封筒を配布しました。調査員に渡すことに抵抗ある世帯は、封筒に入れて直接区役所に郵送できる手法を行っていました。和光市ではなぜやらないのかと問合せがありました。

○**矢野委員** 調査員が近所の人だと抵抗がありました。調査員の人数が足りない状態だから近所の人調査員となっているのですか。やはり近所の人に調査内容を見られたくない気持ちがあります。

○**事務局** 調査員の募集に対しまして調査員をやってくれる人が少なかったです。前回やってくれた人は、調査の大変さが分かっていますので大半が辞退されました。

○**会長** 調査員は結果的にはすべて配置できたのですか。

○**事務局** 1人の調査員が2つの調査区を受け持つことで調査員をすべての地区に配置することができました。調査活動は徒歩か自転車で行うことから、あまり遠い地区に配置することができませんでした。

○**会長** 世帯に対する個人情報の扱いはどのように行ったのですか。

○**事務局** 和光市においても、希望する世帯は封入して調査票を提出することができます。封筒に入れて提出された調査票は、調査員は開封せずにそのまま、市の職員である指導員に渡しますので、調査員が世帯の記入内容を見ることはできないようになっています。ただし、封入するとき使用する封入テープの粘着力が弱く、世帯からの指摘がありました。

○**会長** 他に世帯からの意見はありますか。

○**事務局** 調査員が、世帯を訪問し、不在であると連絡メモを郵便受けに入れるのですが、何回か訪問しても留守だとメモが増え、郵便受けからメモが出てしまい、世帯から自分の家が留守だと分かってしまうことと、放火などによる生命を脅かす危険性の指摘があ

りました。

○**矢野委員** 調査員に対する指導は行っていたと思いますが、何回か訪問しても会えない世帯に対して、連絡メモに「郵便受けに調査票を入れておけば、回収に伺います」等と書いてありました。個人情報保護の観点から問題があるかと思います。きちんとした回収方法で行ってほしいと思います。

○**事務局** その件につきましては、市内の各地域で調査員説明会を行い、指導を行いました。以前から調査員をやっている人は、会えない世帯に対して郵便受けで調査票の回収が行われていました。今回の調査では、個人情報保護法が施行されたことから、和光市においては、返信用の封筒を作成し、会えない世帯については郵送提出をお願いする手法を行ったのですが、何人か郵便受けで調査票の回収を行っていて世帯から指摘がありましたので、即時、調査員に連絡し是正しました。

○**今村委員** 世帯が提出した調査票が、市役所にきちんと届いているかをどのように確認するのですか。

○**事務局** まず、調査員は担当する調査区を調査区要図という地図に住宅や建物を図面に記入し、番号を振って対象世帯の把握をします。世帯名簿は、番号に対応した世帯の名前を記入します。これにより、調査対象の漏れや重複を防止します。調査票の枚数は受領会時に指導員が確認をしています。

○**会長** 国勢調査は、国の調査方法に従って調査を行っているため、各自治体の意向や積極的な関与はできなかったのですか。

○**事務局** 国が作成した調査の手引というマニュアルがありまして、それに従って調査活動を行うよう指示がありましたので、独自に調査方法を見直すことはできませんでした。

○**会長** 調査は国の行政に反映されないといけない。しっかりした調査を行わないとデータの信頼性が失われてしまう。今後の調査内容や方法については積極的に県や国に提案してほしいと思います。

○**山田委員** 私は調査員をやりました。調査員をやっている人の話を聞いても非常に大変です。最近では、共働き世帯や単身者の世帯が多くて、朝、夜、土日に訪問しても面会できない世帯が多かった。先ほどの話とは逆になりますが、普段近所で付き合いがある世帯は顔を知っているので、調査がしやすい。調査員証に顔写真がないため、紛失した場合に悪用される恐れがある。調査の手引にあるとおりに、封入されていない調査票については、その場で記入漏れがないか確認することとなっていたが、世帯の人の前で調査内容の確認は難しかった。調査項目に会社名や業種の記入欄があったが、統計資料としても、会社名まで必要なものなのか疑問に感じました。抽出調査にする考えもあるかと思っています。

○**会長** 他に意見があればお願いします。

- 東委員** 国勢調査ではないのですが、保護司の仕事として住居確認があるのですが、電話で会う約束をしても、約束の時間を守らない人が多くなっている。信頼関係ができづらい世の中になってしまい、調査活動は大変だったと思います。
- 会長** 他に意見があればお願いします。
- 事務局** 知り合いの商店の人が調査員になっていまして、あの人なら信頼できるというケースもありました。商工会とタイアップできたらと思いました。
- 本橋委員** 地域コミュニティーの問題があると思います。自治会の加入率は減少していて、地域活動や市民活動をしなない人達が都市化と共に増えている。市民活動をもう少し明確にして取り入れ、プライバシーの保護と地域ネットワークがうまくできればいいと考えます。皆さんの貴重な意見が、5年後の国勢調査に活かされればと思います。
- 会長** 調査の結果がどのように利用されるのかアピールする必要がある。調査の結果は国の政策につながるはずで、調査があいまいであると役に立たなくなる。それならば、全数調査でなくて抽出調査をすればいいし、特定の企業とタイアップして安く効率のいいものにすればいいと個人的には考えます。和光市で個人情報に関するトラブルがなかったことが何よりである。それでは、2つ目の電子申請について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局** 9月1日から電子申請サービスとして、14業務が行われていますが、12月1日からさらに15業務を追加しまして合計29業務が電子申請で可能となります。しかし、この業務は、電子申請の受付のみで、証明書等の電子交付はできません。手続きによっては、本人確認のために電子署名が必要となりますので、住基カード等が必要になります。
- 会長** 電子申請における個人情報保護の取扱いはどのように行っていますか。
- 事務局** 電子申請につきましては、埼玉県と共同開発をしました。参加市町村は、16年度は10団体、17年度は9団体で運用を始めています。さらに、18年度以降は43団体が参加しますが、各市の財政状況によって参加団体数の変動があるかと思います。埼玉県下で同一のシステムで利用することで開発されました。電子申請を行う人の個人情報につきましては、IDCというインターネットデータセンターで5年間保存されます。そこから各市町村に申請があったことを通知し、市町村で受付の処理をし、データセンターを通じて申請者に受付が完了したこと通知します。受付が完了した書類の中にID等があり、それを市役所の窓口に提出して交付を受けるシステムとなっています。
- 会長** 現在まで、電子申請を行った件数はどのくらいありますか。
- 事務局** 一般家庭粗大ごみ収集の申込が10件、妊娠届が1件、水道使用開始届が3件、水道使用中止届が1件で合計15件の申請がありました。
- 会長** 和光市における、電子申請に対する個人情報保護の対策はどのように定めていますか。

すか。

- 事務局** 住民記録システムは、職員が使用する業務用のネットワークと切り離していません。戸籍住民課以外に福祉、税、教育の業務を一連のネットワークで住民記録システムを構築しています。それぞれの権限を持ったIDカードを差し込まないと作業ができません。
- 今村委員** 使用する側の問題で、一般の回線と切り離していても使われてしまう恐れがある。市は不正アクセスの使用を監視し、アクセスのログを解析するなど対策を講じるべきだと思います。
- 事務局** 住民基本台帳ネットワークシステムは午後5時から翌朝の午前8時30分までの間は電源を切っています。住基ネットについても庁内のネットワークと切り離していますので、勤務時間中のアクセスログの解析につきましては、担当である戸籍住民課の職員がいないため確認が取れません。(アクセスログについては、毎日バックアップを行っており、不正なアクセス等があった場合には、即、解析できる体制をとっている。戸籍住民課)
- 今村委員** 申請だけでは利用が増えていかないと思います。サービスを展開していかないと、多くの人たちに利用されないと思います。
- 事務局** 各種証明書の発行につきましては、手数料がかかります。そこでマルチペイメントという支払い機能を電子申請のシステムの中に取り入れることで、さらに交付の段階まで進むのです。それがシステム化されていけませんので、平成18年度に参加団体で検討を始めます。
- 山田委員** そのシステムが開始されると、自宅でプリントアウトしたものが、原本と認証されるようになるのですか。
- 事務局** 電子データとして、証明書を送った場合、電子データそのものが原本になり、プリントアウトしたものは原本ではありません。提出先で電子データのまま渡すことになります。提出先でも電子データを受け入れる環境を整えない限り、電子データのまますべての処理を終わらせることはできません。現状では、申請の受付は電子化で行い、交付は窓口又は郵送で対応することになります。
- 会長** 調査や研究だけではいけない。例えば住民票の写し請求や印鑑登録証明書等の需要が高いと思いますが、申請が15件しかない現状をとらえて進めてもらいたい。
- 今村委員** 需要の多いものをどうやってみんなに使ってもらうかを考えて、優先して行うべきである。
- 会長** 住基カードは、現在どのくらい発行しているのですか。
- 事務局** 現在は、550枚程度発行しています。
- 会長** 他に意見があればお願いします。

- 今村委員** データ管理については、先ほど説明がありましたが、どこで運営を行っているのですか。
- 事務局** 電子申請システムは、埼玉県の電子申請共同運営協議会というシステムを利用する団体で構成され、運用しています。協議会の中で、IDCを使うことになりました。契約につきましては、各団体とIDCを管理している会社とそれぞれに契約をしています。
- 会長** 他に意見があればお願いします。
- 山田委員** 個人情報保護について地域コミュニティ活動において名簿が作成できない。本来の個人情報保護の目的から少しかけ離れている気がします。国や市が市民向けに個人情報保護についての運用マニュアル等を作成すれば、市民が個人情報保護制度に理解を深めることができると思います。
- 会長** 他に意見があればお願いします。
- 事務局** 今回は欠席されていますが、以前に富澤委員も同じような発言をしていました。福祉会においても、会員名簿を作る際にそのような問題があったそうです。山田委員が行っている市民活動の名簿であれば、本人の了解を得ることが前提ではありますが、活動団体において使用する名簿については問題ないと思います。新聞でも個人情報保護の過剰反応について記事が出ていたかと思いますが、自治会名簿が各世帯に渡らないのは行き過ぎではないかと思います。商工会においては、個人情報保護法が施行されたことによって何か影響は出ているのですか。
- 本橋委員** 商工会は、法人であります。法人から発生する個人につきましては、個人情報保護に該当しますので、同意を得て対応するようにしています。現在のところ、商工会の会員から名簿作成について、個人情報保護の意見等はありません。
- 事務局** 会員内で使用するものであればいいのですが、まったく関係のないところから2次的人が使用することが問題となっているのではないかと思います。
- 副会長** 和光市ではないのですが、最近では小学校の連絡網が電話番号だけで住所の記載がないそうです。本来、限定された個人情報保護法が施行されたことは理解しているが、内容までは理解されていないと思います。自分の情報は教えないことで、自分を守ることはいいのですが、それでは住民同士の付き合いが減ってしまう。学校のことでも、自分の子供がどこの誰と遊んでいるかが分からなくなる恐れがあります。個人情報の管理をし、漏らさないことが個人情報保護の趣旨であることから、もっと行政側もアピールをしないといけないと思います。
- 会長** サークルや学校などの限定された情報と限定されていない情報の扱いの問題があるかと思います。例えば、尼崎の脱線事故がありましたが、マスコミに対し病院側は個人情報のため負傷者の氏名を公表しないことがありました。これは限定されていない情

報ですので、非常に難しい問題であると思います。他に意見があればお願いします。

○**今村委員** 今回は、審議事項はなく報告事項だけであった。事前に資料の配布を行う際に、それぞれ議題に審議事項なのか報告事項なのかを明記していただくと、その目的に応じた資料内容確認ができます。

○**会長** 事務局と調整のうえ対応したいと思います。他に意見がなければ閉会させていただきます。